

青森県報

号外第十五号

平成二十九年
三月十三日
(月曜日)

目 次

公 告

青森県国土利用計画の変更…………… (監 理 課) …… 一

公 告

青森県国土利用計画の変更

青森県国土利用計画の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第九項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県国土利用計画

目 次

前文

- 1 県土利用の現状と課題
- 2 県土の利用に関する基本構想
- 3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

前文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、青森県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めるものであり、国土利用計画法市町村計画及び青森県土地利用基本計画の基本となるものです。

1 県土利用の現状と課題

(1) 県土利用の現状

ア 県土の概要

本県は、本州最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡に面し、三方を海に囲まれ、津軽・下北の両半島が陸奥湾を抱き、中央には奥羽山脈の北端に当たる八甲田山系や十和田湖を有しています。東部には小川原湖などの湖沼群、三陸復興国立公園に指定された種差海岸階上岳地域があり、西部には岩木川によって形成された津軽平野が広がり、屏風山砂丘地のほか、県内最高峰の岩木山、世界自然遺産白神山地を有するなど緑豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。

イ 県土利用の状況

県土面積は、約9,645k㎡と全都道府県中8番目であり、平成25年における県土利用の状況は、森林面積が65.8%、農地面積が16.2%と農林業的土地利用が大勢を占めているほか、原野等が1.2%、水面・河川・水路が3.6%、道路が3.0%、宅地が3.5%、その他が6.7%となっています。

最近の県土利用の推移をみると、農地、森林等自然的土地利用は減少し、道路、宅地等への都市的土地利用への転換が進む傾向を示しています。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化及び取り組むべき課題

ア 人口減少による県土管理水準等の低下

県の人口は、昭和59年から減少が始まり、平成11年以降は、自然増減、社会増減とも減少に転じ、人口減少と少子高齢化が急速に進行しています。年少人口及び生産年齢人口は、人口数及びその割合とも減少する一方で、老年人口割合は増加することが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）によると、平成37年（2025年）の県人口は約1,161千人と予測されています。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与え、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加し、土地利用の効率の低下が懸念されます。農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業従事者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されています。農業従事者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めることも課題です。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施策が行われない森林も見られます。

県土管理水準の低下などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えます。また、特に都市部における地盤整備の遅れなど、土地境界が不明確な状況は、土地の有効利用の妨げとなり得ます。さらに、都市部へ人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地の増加が想定

され、円滑な土地利用に支障を来すおそれがあります。
このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めることが重要な課題となっています。

イ 自然環境と美しい景観等の変化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進める視点が重要です。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となっています。

加えて、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、今後、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知識や技術の喪失等が懸念されています。

また、気候変動は、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失に影響を及ぼすことから、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築することが必要です。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼします。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に活用することは、再生可能エネルギーの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて、持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要です。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要です。

ウ 災害に対して脆弱な県土

東日本大震災をはじめとする自然災害の経験により、県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まっています。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらには、近年頻発している火山災害により、危険性と対策の必要性も改めて認識されています。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務となっています。

また、都市部においては、経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となっています。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されています。

安全・安心は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた国土強靱化の取組を進めていくことが必要です。

2 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

県土利用をめぐる基本的条件が変化する中で、「適切な県土管理を実現する県土利用」「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」「安全・安心を表現する県土利用」の3つを基本方針とし、「青森県基本計画未来を変える挑戦」との調和を図りながら、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

人口減少下においても増加している都市的土地利用については、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、持続可能なまちづくりを図るために市町村における立地適正化計画の策定を促進し、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。一方、集約化する地域の外側では、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域がネットワークで結びあえることにより必要な機能享受する取組を進めます。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消及び効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じて流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に関しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要です。

イ 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

本県が、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域条

件を踏まえ、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の豊かな暮らしや地域づくりに資する形での活用を推進するとともに、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とします。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進し、農山漁村地域においては、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を通じて、環境の保全・再生を図る「環境公共」の取組を進めます。また、再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、都市から地方への移住など人の流れの拡大を図ります。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進めます。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進めます。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトが一体となった「防災公共」の取組の推進をはじめとした防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮しつつ、土地利用を適切に制限することが必要です。同時に、中長期的な視点から、災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や代管施設の確保に向けた取組を推進するとともに、交通、エネルギーやライオン等の多重性・代替性を確保します。その他、被害拡大の防止、オーブンスペースの確保、雪に強いまちづくりの推進、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、それぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性

を総合的に高め、災害に強くなやかな県土を構築します。

(2) 基本方針を実現するための方策

ア 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、全ての土地について、これまでと同様に管理することは困難になることを想定する必要があり、特に、県土を荒廃させない取組を進めることが一層重要となります。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行うことが必要です。

また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じた管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、最適な県土利用を選択するよう努めます。

イ 多様な主体による県土管理

これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上で実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進めます。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土管理を進めることが、一層、重要となります。

(3) 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、相互の関係性にかんがみ、機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

ア 都市

都市においては、人口減少下における必要な都市機能を確保するとともに、環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への市街地の拡大を抑制し、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するよう誘導することが重要です。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家については、大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要があります。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、主要な都市機能施設の耐震化等により安全性の向上を促進することに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行いながら、より安全な地域に集約を図ることも重要です。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化や高齢化に対応したまちづくりを表現します。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等の安全性の向上を推進するとともに、冬期間における降雪・積雪の多さ等の自然条件を考慮した諸機能の分散配置やバツクアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図ります。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じて自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有しています。農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じて農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、活力ある快適で住みよい地域社会を築きます。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる集落地域においては、日常生活に不可欠

な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効です。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出します。同時に、里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住などを含む共生・対流を促進します。

このような県土管理の取組は、地域資源と再生可能エネルギーを持続的に活用する仕組みを構築することにもつながり、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等への貢献も期待されます。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

ウ 自然維持地域

世界自然遺産白神山地をはじめとする高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域は、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たします。外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止、自然環境データの整備等を総合的に図りながら、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。また、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

(4) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農地

農地は、本県の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であることから、一層の効率的な利用と生産性を向上するための優良農地の確保を図ります。また、県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培等の環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方も課題です。

市街化区域内農地など都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。

また、森林が本格的な利用期を迎えていることを踏まえ、将来にわたり、森林の多面的機能を発揮できるよう、県産材の利用拡大等を通じて森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進します。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

ウ 原野等

湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となつていふことを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮した整備を進めるとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオーブンスペース及び自然環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。

ナ 道路

一般道路については、各都市圏を結ぶ複数の幹線の整備、新幹線駅・空港等交通拠点及び救急医療病院へのアクセスの強化並びに災害時における代替性のある道路網の確保等を通じて地域間の対流・交流・連携を促進します。また、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。整備に当たっては、冬期間における降雪・積雪に対応した道路構造の推進等道路の安全性、快適性や防災機能の向上のほか、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。

カ 住宅地

人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、事件・事故等の防止にも配慮した上で、住宅周辺の道路、公園、上下水道等の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境・防犯性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成します。その際、冬期間において降雪・積雪の多い本県の地域特性を踏まえつつ、都市の集約化に向けた居住の中心部等への誘導や、災害リスクの高い地域での適切な整備制限を行います。

住宅地の整備に際しては、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。

キ 工業用地

県民所得の向上、就業機会の確保、地域への定住化及び県土の均衡ある発展を図るため、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。

ク その他の宅地

市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進

展等に対応して、必要な用地の確保を図ります。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な立地を確保します。公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。

ケ その他（公用・公共用施設用地）

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に対応するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮します。

コ その他（低・未利用地）

都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオーブンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進します。

また、ゴルフ場やスキー場等の大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

カ その他（沿岸域）

漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様性や、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。また、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

また、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生します。併せて、漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。

3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年次は平成25年とし、目標年次は平成38年とします。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成38年において、それぞれ114万9千人(まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン(平成27年8月策定)の総人口の将来展望を基に県土整備部において推計)、470千世帯(国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成26年4月推計)」を基にした推計)と想定します。

ウ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。

オ 県土の利用の基本構想に基づき平成38年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のもです。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：km²、%)

	平成25年	平成38年	構成比	
			平成25年	平成38年
農地	1,560	1,529	16.2	15.9
森林	6,348	6,348	65.8	65.8
原野等	117	117	1.2	1.2
水面・河川・水路	348	352	3.6	3.6
道路	291	309	3.0	3.2
宅地	334	319	3.5	3.3
住宅地	200	185	2.1	1.9
工業用地	21	21	0.2	0.2
その他の宅地	113	113	1.2	1.2
その他	648	671	6.7	7.0
合計	9,645	9,646	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区 (市街地)	160	140		

注1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注2 平成25年欄の人口集中地区面積は、平成22年の国勢調査による面積である。

注3 表中の数値は、それぞれ四捨五入を行っている。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとします。

イ 地域の区分は、本県における自然的、社会的、経済的及び文化的条件並びに土地利用状況を勘察し、次の4区分とします。

地域名	地域の範囲
青森地域	青森市及び東津軽郡の区域
津軽地域	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡の区域
南部地域	八戸市、十和田市、三沢市、上北郡及び三戸郡の区域
下北地域	むつ市及び下北郡の区域

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1) に準ずるものとします。

エ 平成 38 年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、表2から表5までのとおりです。

表2 青森地域

	平成 25 年	平成 38 年	構成比	
			平成 25 年	平成 38 年
農地	129	126	8.7	8.5
森林	1,124	1,124	76.0	76.0
原野等	11	11	0.7	0.7
水面・河川・水路	19	20	1.3	1.3
道路	40	43	2.7	2.9
宅地	52	50	3.5	3.4
住宅地	33	30	2.2	2.0
工業用地	1	1	0.1	0.1
その他の宅地	18	18	1.2	1.2
その他	102	105	6.9	7.1
合計	1,478	1,478	100.0	100.0

注1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注2 表中の数値は、それぞれ四捨五入を行っている。

表3 津軽地域

	平成 25 年	平成 38 年	構成比	
			平成 25 年	平成 38 年
農地	685	670	20.4	20.0
森林	2,123	2,123	63.4	63.4
原野等	12	12	0.4	0.4
水面・河川・水路	138	141	4.1	4.2
道路	107	109	3.2	3.3
宅地	109	104	3.3	3.1
住宅地	71	66	2.1	2.0
工業用地	3	3	0.1	0.1
その他の宅地	36	36	1.1	1.1
その他	176	191	5.3	5.7
合計	3,351	3,351	100.0	100.0

注1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注2 表中の数値は、それぞれ四捨五入を行っている。

表 4 南部地域

	平成 25 年	平成 38 年	構成比	
			平成 25 年	平成 38 年
農地	687	674	20.2	19.8
森林	1,913	1,913	56.2	56.2
原野等	76	76	2.2	2.2
水面・河川・水路	177	177	5.2	5.2
道路	121	135	3.6	4.0
宅地	151	146	4.4	4.3
住宅地	84	77	2.5	2.3
工業用地	17	17	0.5	0.5
その他の宅地	51	51	1.5	1.5
その他	276	281	8.1	8.3
合計	3,402	3,402	100.0	100.0

注 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注 2 表中の数値は、それぞれ四捨五入を行っている。

表 5 下北地域

	平成 25 年	平成 38 年	構成比	
			平成 25 年	平成 38 年
農地	59	58	4.2	4.1
森林	1,188	1,188	84.0	84.0
原野等	18	18	1.3	1.3
水面・河川・水路	14	14	1.0	1.0
道路	22	22	1.5	1.6
宅地	21	20	1.5	1.4
住宅地	12	11	0.9	0.8
工業用地	0	0	0.0	0.0
その他の宅地	8	8	0.6	0.6
その他	93	95	6.6	6.7
合計	1,415	1,415	100.0	100.0

注 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注 2 表中の数値は、それぞれ四捨五入を行っている。

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、総合的かつ計画的に進める必要があります。土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県及び市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動・参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画全国計画、本計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。特に、青森県土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

(2) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進します。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進します。

さらに、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

イ 森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進します。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

ウ 中核管理機能やライオン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データのバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠

点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図ります。

エ 都市における安全性を高めるため、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進めます。

(3) 持続可能な県土管理及び県土の有効利用の促進

ア 都市の集約化に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進します。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進めます。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消等、有効利用を図るために必要な措置を講ずるとともに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援します。

ウ 森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、持続可能な森林管理のため、新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に合わせた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進めます。

エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ体系的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

オ 海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂

管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。

カ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行います。

キ 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図ります。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど有効活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進めます。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要です。併せて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進めます。

ク 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路消融雪施設の整備、道路緑化等の推進による、良好な道路環境の形成を図ります。

ケ 工業用地については、高度情報通信インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進します。

コ 都市への人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討することも重要です。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 高い価値を有する原生的な自然や、野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により

質的向上や量的確保を図ります。

イ 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進します。

ウ 森・里・川・海の連続による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。これらを含めた生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげます。

エ 自然環境及び生物多様性に関しては、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。

オ 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

カ 優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化を活かしたエコツーリズムの推進に加え、地域の伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進します。

キ 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進します。また、侵略的外来種の定着、拡大を防止するための必要な調査・研究を推進します。

ク 地球温暖化等への対策を加速させるため、本県のエネルギー需要や地域特性を踏まえたエネルギーの高度利用を推進するほか、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図ります。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組むとともに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進めます。

ケ 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業

とすることを推進します。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。

ロ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止のため、監視指導の強化や関係団体、地域住民等との協力体制の整備を図り、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

(5) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制します。

イ 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮します。

ウ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等、森林の有する多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

エ 大規模な土地利用の転換については、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との

整合を図ります。

オ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に合わせた総合かつ計画的な土地利用を図ります。

(6) 県土に関する調査の推進

県土の総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

さらに、県民に対する県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

(7) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用を取り巻く状況や現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

(8) 多様な主体による県土管理の推進

県土の適切な管理に向けては、所有者等による適切な管理のほか、行政、地域住民、企業、NPOなど多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進します。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭